

環境に関する企業連絡協議会規約

平成 5年3月23日 施行
平成15年4月24日 改正
平成17年4月21日 改正

(名 称)

第1条

本会は、環境に関する企業連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条

本会は、会員企業の諸活動と環境の関わりについて理解と認識を深め、本会の特殊性及び専門性を生かしながら、主体性をもって環境づくりに取り組むことによって、「企業の抱える環境問題」の解決及び「環境日本一やまなし」の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 企業における環境問題に関する調査・研究及び情報交換
- (2) 企業の抱える環境問題を解決するための実践活動
- (3) 企業の環境対策の普及、啓発
- (4) 環境首都づくりにつながる各種の事業
- (5) その他本会議の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条

本会は、第2条に掲げる目的に賛同した、山梨県内に事業所を有する企業を持って組織する。

- 2 入会については、幹事会において承認する。
ただし、次の総会において入会した会員を報告しなければならない。

(役 員)

第5条

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

- 2 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条

会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、財務を監査する。

(任 期)

第7条

役員の仕事は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

なお、役員の仕事の中に企業内における役職を解かれた場合は、原則としてその後任の者がこれにあたる。

(顧問)

第8条

本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、会務に参加する。
- 5 顧問の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

なお、顧問が任期中に企業内における役職を解かれた場合は、原則としてその後任の者がこれにあたる。

- 6 退任した顧問は、幹事会の推薦により、総会において役員に選任することができる。

(会議)

第9条

本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 専門部会
- (4) 実務者会

(総会)

第10条

総会は、第4条に規定する会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 3 総会は、会長が招集し議長となり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関する事
 - (2) 役員を選任に関する事
 - (3) 本会への入会及び脱退に関する事
 - (4) 事業計画及び事業報告の承認に関する事
 - (5) 予算及び決算の承認に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
- 4 総会は、委任状を含め、会員の過半数の出席により成立する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。
- 6 総会は、権限に属する事項のうち一部を専門部会に委任することができる。

(幹事会)

第11条

幹事会は、役員理事及び専門部会の代表者をもって構成する。

- 2 幹事会は、会長が必要と認めるとき、随時開催する。
- 3 幹事会は、専門部会及び実務者会での審議事項及び実施事項等について、報告を受け、総会へ諮るものとする。

(専門部会)

第12条

専門部会は、同一事業ごとまたは同一課題ごとに設置する。

- 2 会員はいずれかの部会に所属するものとする。
なお、重複して部会に所属することもできる。
- 3 専門部会は、総会から委任された事項について審議するとともに、部会に関連する事業について推進する。
- 4 専門部会は、審議事項及び実施事項等については、幹事会へ報告しなければならない。

(実務者会)

第13条

実務者会は、役員（正・副会長）及び専門部会の代表者から権限を委嘱された者をもって構成する。

2 実務者会は、定期（原則隔月開催）に開催し、総会・幹事会・専門部会から委任された事項について審議するとともに、本会の事業に関する事項について推進する。

3 実務者会は、本会の事業運営にあたって緊急を要する事項等については、その都度開催し審議するとともに会長へ報告し、幹事会へ諮るものとする。

(事務局)

第14条

本会の事務局は、会長の所属する企業内に置く。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け事務を掌理する。

(会長の専決処分)

第15条

会長は、総会に属する事項のうち、緊急を要する事項については、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(経費)

第16条

本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

なお、会費の規約については、別に定めるものとする。

(会計年度)

第17条

本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第18条

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項が発生した場合は、会長が別に定める。

(その他)

第19条

本会の運営に関わる個人情報、個人情報保護法に基づいた適正な運用管理を行う。

付 則

この規約は、平成17年4月21日から施行する。

環境に関する企業連絡協議会会費に関する規約

環境に関する企業連絡協議会規約第16条の規程に基づく会費については、次のとおりとする。

会 費 年額 10,000円

以上

改訂記録

発効時期	改訂内容	備考	作成者
平成 5 年 3月23日	施行	第1版	
平成10年 4月27日	改正	第2版	
平成13年 4月26日	改正	第3版	
平成15年 4月24日	役員・顧問の任期を1年に定義	第4版	前田 (輿水)
平成17年 4月21日	<ul style="list-style-type: none">・第2条(目的)：「環境首都・山梨」をH16年4月1日施行の山梨県環境基本条例の主旨および山梨県環境基本計画に基づき「環境日本一やまなし」に変更・(その他)第19条を新設：個人情報保護の運用管理を新設・改訂記録を付設	第5版	河西 (玉川)